

# 公立学校共済組合一般事業主行動計画

## 1 計画の目的

この計画は、公立学校共済組合の職員が安心して仕事と家庭とを両立できるよう策定するものである。

## 2 計画期間

平成26年法律第28号により次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、有効期限が平成37年まで延長されたことにより、この行動計画は平成32年3月までの前半を計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 3 計画内容

### (1) 制度の周知

現行制度を広報誌やパンフレット等を利用し、周知を図ることとする。

### (2) 所定外労働の削減

業務の合理化、超過勤務縮減のための意識啓発、定時退勤日の拡充・徹底等を進めることとする。

### (3) 年次有給休暇の取得の促進

年次有給休暇の取得がしやすくなるよう職場環境の改善を図り、年次有給休暇の取得を促進する。

## 4 事業所単位での策定

公立学校共済組合としての本計画のほか、各支部（宿泊施設を含む。）、病院、本部においても事業所単位で行動計画を策定し、各自実施することとする。

# 公立学校共済組合四国中央病院一般事業主行動計画

平成27年3月11日制定

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

## 2 計画内容

### **目標1 院内保育所の利用率を定員の90%以上とする。**

<対策>

- ①院内LAN（デスクネット）の掲示板に院内保育所の案内を掲示する。
- ②出産予定の職員に対してピンポイントで利用案内をする。
- ③院内保育所の利用増に対応するため、いつでも保育定員を増やすことができるよう利用希望者の把握に努め、運営委託会社との連絡を密にする。

### **目標2 男性職員の育児参加のための休暇・休業取得を促進する。**

<対策>

- ①男性職員も育児休業及び養育休暇（特別休暇）が取得できる旨の案内を院内LAN（デスクネット）の掲示板に掲示する。
- ②中学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇が取得可能であることを院内LAN（デスクネット）の掲示板に掲示する。

### **目標3 年次有給休暇の取得促進**

<対策>

- ①年次有給休暇が年間付与日数の50%取得できるよう、計画的取得の促進に努める。
- ②各人公平に取得できるよう配分について各部署で検討する。

### **目標4 所定外労働時間を月平均20時間未満とする。**

<対策>

- ①ノー残業デーを部署毎に設定し、上司は部下に定時退勤するよう指導する。
- ②業務内容の点検、業務の簡素化、不要不急業務の整理等、業務の見直しを積極的に進める。